

ザンビアは、アフリカの中では比較的安定した歴史を歩んできており、1960年代から周辺国の難民を受け入れてきました。ザンビア政府は、2014年以降、**アンゴラ難民とルワンダ難民を対象としたザンビアへの現地統合（難民居住区以外での居住許可、再定住地の整備）を進めてきました。**また、**2017年には、新しい難民法を制定し、各種サービスへのアクセスを広げ、定住資格の拡充を進めています。**日本は、**国際機関やNGOと共に、元難民の現地統合を支援しています。**日本の支援は、**ザンビアの自助努力を応援し、人道支援と開発協力を通じ難民問題の根本的解決と地域の平和と安定化を目指すものです。**

元難民の現地統合支援

ザンビアでは、元難民の対象地域への移住が進められています。しかし、元難民は住み慣れた難民居住区を離れ、新しいコミュニティに馴染まなければならない、また、再定住地は、基礎インフラが未整備である等課題も多くあります。

こうした課題への対応を支援するため、2014年から**国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が再定住政策の支援を開始、2017年からは国連開発計画（UNDP）がこれを引き継ぎ、ザンビアと国際社会が一体となって、現地統合政策に取り組んでいます。**

日本は、**JICAを通じ専門家をザンビア政府に派遣し、国連機関及びザンビア政府と緊密に協力しながら本事業全体の推進に当たっています。**更に、**JICAは日本生まれの国際NGO 難民を助ける会（AAR Japan）と連携し、水衛生管理を通じたコミュニティの基盤づくりを行ってきました。**井戸を共有する自助グループを複数組織し、水の管理や衛生行動の改善がなされる体制作りを行ったことで、元難民同士が課題解決に向けて協力する関係を築くことができました。

2019年度から**JICAによる新規事業が開始**され、再定住政策の計画実施の改善、再定住地での農業を中心とした生計向上の支援による再定住の促進を図っています。



水の管理運営をする住民の自助グループ（写真：在ザンビア大使館）



移動式化学実験設備の提供（写真：在ザンビア大使館）

人道と開発と平和の連携：ザンビア ～難民居住区における支援～

2019年4月
外務省 緊急・人道支援課

日本はUNHCRを通じ、ザンビアの難民居住区における支援も実施しています。日本の支援は、女性・子供、高齢者・障害者等脆弱層の自立を促進するものです。

教育支援（女性や特別な支援が必要な子供への支援）

日本は、UNHCRと協力し、難民、受け入れコミュニティの児童約870名に対し、**教室や女子寮建設、女性の教諭資格取得支援、学用品・給食の支給等の教育支援**を実施しています。寮ができる前、学校から遠いところに住む生徒たちは草と泥でできた粗末な小屋で寄宿生活を送らなければなりませんでした。近代的な寮ができたことで女子生徒たちがより快適に学べるようになりました。

また、日本の支援により、**教師の有資格者率87%を達成し、また女性教諭は43%増加**しました。日本の支援により、再定住地のメヘバとマユクワユクワの小学校では、**給食が導入され、出席率が向上**しました。メヘバでは87%の子どもが小学校に通っています。都市部の学童に対する支援では、**特別な支援が必要な子どもの教育支援**も行っています。

また、日本はJICAを通じ難民等居住区に**教育設備を供与し、海外協力隊（小学校教諭及び中学校インストラクター）も派遣**しています。



新設された女子寮と学生達（写真：UNHCR）

性的暴力被害者への支援

日本は、UNHCRを通じて、性的暴力の包括的な防止及び対応策として、地域の伝統的指導者を含めた組織を作り、地域社会と難民の間の対話を促進した他、性的暴力被害者に対し**法的支援、医療サービス、カウンセリング等**を実施しています。また、30名以上の女性被害者に対し、自立のための**小規模ビジネスの融資**を行う等の生計支援を行いました。また、日本は、JICAを通じて難民と受け入れコミュニティの共生を促す研修を日本国内で行い、ザンビア内務省難民局職員も2名参加しました。



生計支援の下、市場で鶏を売る女性
（写真：UNHCR）

高齢者・障害者等への支援

日本はUNHCRを通じて、**高齢者、障害者、保護者のいない子ども等**に対して、**経済的支援及び必要物資（歩行補助器等）の提供**などを行っています。



スペシャルケアの必要な方への支援
（写真：UNHCR）